社会福祉法人等による利用者負担の軽減制度について

■社会福祉法人等による利用者負担の軽減制度について

この制度は「社会福祉法人等利用者負担軽減確認証」の交付を受け、事業者等に提示することにより、社会福祉法人等が実施する介護保険サービスの利用者負担額が軽減される制度です。 要件に該当し、軽減を希望される方は、お住まいの区・支所の介護医療係へ申請してください。

■軽減の対象となる方

※下記①~⑥のすべてに該当する方または、生活保護を受給されている方

1	世帯全員(本人を含む)が、 市民税非課税 であること		
2	世帯の前年中の 収入金額が、150 万円 (世帯員が2人以上の場合は、2人目から1人あたり 50 万円を加算 した金額)以下であること ※収入金額には、非課税年金(遺族年金・障害年金・老齢福祉年金等)や年金生活者支援給付金、雇用保険、在日外国人等福祉給付金、親族からの仕送り等、あらゆる収入を含みます。		
3	世帯の現金・預貯金・有価証券・債権等の 資産が、350 万円 (世帯員が 2 人以上の場合は、 2 人目から 1 人あたり 100 万円を加算 した金額)以下であること		
4	負担能力のある親族等に 扶養されていない こと ※市民税の扶養親族になっている場合や、健康保険の被扶養者となっている場合は、負担能力の ある親族等に扶養されていることになります。		
(5)	世帯全員(本人を含む)が、自らの住まい等、日常生活に供する資産以外に住居や土地など、 活用できる 資産を所有していない こと		
6	介護保険料を滞納していないこと		

■申請に必要な書類(①②以外は、いずれもコピー可)

1	「介護保険 社会福祉法人等利用者負担軽減対象確認申請書」
2	「生活保護適用証明書」(生活保護を受給されている方のみ) ※生活保護を受給されている方は、③以降の添付書類は不要です。
3	世帯員(本人含む)全員の「預貯金通帳・有価証券など、現在の残高が分かる書類」 ※世帯員全員がお持ちの口座すべての預貯金等の通帳のコピーを添付してください。 コピーが必要な部分などについては、チラシの裏面をご確認ください。 ※申請される月の1日以降に残高記帳をしてください。 年金受取口座の通帳は、最新の年金振込日以降に記帳をお願いいたします。
4	前年中の 「年金振込通知書」 や 「雇用保険受給資格証明書」 など(福祉年金等がある方のみ) ※福祉年金等とは、遺族年金や遺族恩給、障害年金、雇用保険等のことを指します。
⑤	前年中の 「年金生活者支援給付金振込通知書」 (年金生活者支援給付金がある方のみ)
6	直近の 「確定申告書」 または確定申告書に添付した 「収支内訳書」 (事業収入・不動産収入など、確定申告をした収入のある方のみ)

■コピーしていただきたい部分(通帳)

①表紙裏の見開きページ



銀行名・支店名・口座名義人・口座番号がわかるようにコピーをとってください。

定期預金の口座番号が記載されている場合は、普通預金に加え、定期預金の残高がわかるページも必要です。

②最新の残高がわかるページ

		DINARY OISIT (兼ま	3借入明細)	
年月日	お取引内容	お支払い金額	お預かり金額	差引残高
35-20	振替 電気(5ガサブン)	3,000		200,500
35-25	振替 ガス(5ガツブン)	2,000		198,500
35-30	振替 家賃(5ガツブン)	35,000		163,500
36-15	振込 老齡基礎年金		130,000	293,500
36-15	振込 年金生活者支援給付金		10,000	303,500
36-18	ATM	50,000		253,500
36-20	振替 電気(6ガサブン)	3,000		250,500
36-25	振替 ガス(6ガツブン)	2,000		248,500
36-30	振替 家賃(6ガツブン)	35,000		213,500
371	ATM	1,000		212,500

申請する直前に記帳をしてから、コピーを取って ください。

年金受取口座の場合は、年金の振込がわかるページもコピーしてください。

※最新の出入金の日付が、申請する月の1日よりも前の場合は、最後に記帳された日付を余白に記載してください。

■軽減の対象となるサービス・減額割合

① 特別養護老人ホーム ② 地域密着型介護老人福祉施設入所者	旧措置入所者の場合(平成 12 年 3 月 31 日以前に入所された方) ③給付率が「95/100」~「100/100」の方 「居住費(ユニット型個室)の利用者負担額」の 25%を減額 ③給付率が上記以外の方 新規入所者の場合と同じ ※給付率は「介護保険利用者負担額減額・免除等認定証」でご確認ください。		
生活介護	新規入所者の場合(平成 12 年 4 月 1 日以降に入所された方) ・「利用者負担額(1割負担分)」の 25%を減額 ・「食費・居住費の利用者負担額」の 25%を減額		
	生活保護受給者の場合 ・「居住費の利用者負担額」の 100%を減額		
③ 訪問介護(ホームヘルプサービス) ④ 夜間対応型訪問介護 ⑤ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ⑥ 介護予防訪問サービス	・「利用者負担額(1割負担分)」の 25%を減額		
⑦ 通所介護 (デイサービス)⑧ 地域密着型通所介護⑨ (介護予防)認知症対応型通所介護⑩ 介護予防通所サービス	・「利用者負担額(1割負担分)」の 25%を減額 ・「食費の利用者負担額」の 25%を減額		
⑪ (介護予防)短期入所生活介護	・「利用者負担額(1割負担分)」の 25%を減額 ・「食費・滞在費の利用者負担額」の 25%を減額		
(ショートステイ)	生活保護受給者の場合 ・「滞在費の利用者負担額」の 100%を減額		
② (介護予防)小規模多機能型居宅介護 (短期利用/短期利用以外)③ 複合型サービス(看護小規模多機能型 居宅介護)(短期利用/短期利用以外)	・「利用者負担額(1割負担分)」の 25%を減額 ・「食費・宿泊費の利用者負担額」の 25%を減額		

- ※利用者負担額(1割負担分)については、軽減されない場合があります。
- ※市民税非課税世帯で、老齢福祉年金を受給されている方は、減額割合がそれぞれ50%になります。
- ※①②⑪の食費・居住費(滞在費)の利用者負担額は、負担限度額認定を受けている方のみ対象です。
- ※⑥⑩は、介護予防・日常生活支援総合事業におけるサービスです。

■軽減の対象となるサービス・減額割合

この制度の対象となる施設・事業者は、社会福祉法人等が運営する事業所のうち、当制度にかかる利用者負担の軽減を行うことを都道府県・市町村に申し出た施設・事業者のみとなります。神戸市内の軽減対象となる施設・事業者は、「社会福祉法人等利用者負担軽減確認証」と併せてお送りする「事業者一覧表」または、神戸市ホームページにてご確認ください。神戸市外の軽減対象となる施設・事業者は、各市町村・社会福祉法人等にご確認ください。